

告 示

埼玉県告示第八百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年十一月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日	パル薬局溝沼店	町	薬樹薬局	松山本	所指定訪問介護事業	所指定通所介護事業
朝霞市溝沼一 一	五 一 三 一 一 一 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 介護予防居宅療養 居宅療養管理指導	令和七年五月三十 一日	パル薬局溝沼店	東松山市本町二 一 三 一 一 一 一	薬樹薬局	松山本	アヴニール	入間市二本木一 〇八二一 一
訪問介護	介護予防居宅療養 管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 介護予防居宅療養 居宅療養管理指導	令和七年十月七日	令和七年十一月三十日	通所介護	入間市二本木一 〇八二一 一	入間市二本木一 〇八二一 一	アヴニール	聖愛園デイササ ビスセンターサ	入間市二本木一 〇八三一 一